

平成 25 年度第 9 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 25 年 7 月 10 日 (水) 午前 9 時 30 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭
総括課長 花山 智行

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、報告事項 1、報告事項 2、報告事項 4、報告事項 5 及び報告事項 6 について非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (公開)

議案第 2 号 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 3 号 級別職務区分表の告示の一部改正について (公開)

報告事項 1 平成 25 年職種別民間給与実態調査の実施状況について (非公開)

報告事項 2 平成 25 年度岩手県職員採用 I 種試験第 1 次試験の合格状況について (非公開)

報告事項 3 平成 25 年度岩手県任期付職員採用試験 (総合土木) の申込状況について (公開)

報告事項 4 不利益処分についての不服申立て (25 人委 (不) 第 1 号事案) の審査の進行状況について (非公開)

報告事項 5 不利益処分についての不服申立て事案の状況について (非公開)

報告事項 6 職員の苦情相談の処理状況について (非公開)

報告事項 7 岩手県議会 6 月定例会の状況について (公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号] 資料はこちら

知事部局の岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴う規則の一部改正について、決定した。

[議案第 2 号] 資料はこちら

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う規則の一部改正及びその他所要の整備について、決定した。

[議案第 3 号] 資料はこちら

知事部局の岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴う所要の整備について、決定した。

[報告事項 3]

平成 25 年度岩手県任期付職員採用試験 (総合土木) の申込状況について、報告があった。

〔報告事項7〕

岩手県議会6月定例会の状況について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

〔報告事項1〕

平成25年職種別民間給与実態調査の実施状況について、報告があった。

〔報告事項2〕

平成25年度岩手県職員採用I種試験第1次試験の合格状況について、報告があった。

〔報告事項4〕

不利益処分についての不服申立て(25人委(不)第1号事案)の審査の進行状況について、報告があった。

〔報告事項5〕

不利益処分についての不服申立て事案の状況について、報告があった。

〔報告事項6〕

職員の苦情相談の処理状況について、報告があった。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

平成25年7月10日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

知事部局の岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 給料の特別調整額に関する規則の一部改正（第1条関係）
- (2) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正（第2条関係）

第3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第 号

給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1(第2条関係)							別表第1(第2条関係)						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知 事	[略]						知 事	[略]					
の 事	[略]		[略]		[略]		の 事	[略]		[略]		[略]	
務 振	[略]		[略]		[略]		務 振	[略]		[略]		[略]	
部 興	[略]		[略]		[略]		部 興	[略]		[略]		[略]	
局 局	[略]		[略]		[略]		局 局	[略]		[略]		[略]	
以 外	[略]		[略]		[略]		以 外	[略]		[略]		[略]	
の 出	[略]		[略]		[略]		の 出	[略]		[略]		[略]	
先 機	[略]		[略]		[略]		先 機	[略]		[略]		[略]	
関 関	[略]		[略]		[略]		関 関	[略]		[略]		[略]	
[略]							[略]						
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)					
組 織		職 員		組 織		職 員			
[略]				[略]					
知事の事 務部局	[略]			[略]			[略]		
	出先機関	[略]		[略]		[略]		[略]	
		高等技術専門学校		[略]		高等技術専門学校		[略]	
		職業能力開発センター		所長		職業能力開発センター		所長	
		病虫害防除所		[略]		病虫害防除所		[略]	
[略]				[略]					

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

H25. 7. 10 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、所要の整備を行うこと。

2 改正内容

知事部局の岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、次の規則の一部改正を行うこと。

(1) 給料の特別調整額に関する規則の一部改正

給料の特別調整を行う職の指定について定める別表第1の改正を行うこと。

○給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）
別表第1（第2条関係）

組 織		区 分	職
知事の事 務部局	広域振興 局以外の 出先機関	4 種	<u>職業能力開発センター</u> 所長



下線部
削 除

(2) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める別表の改正を行うこと。（地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるもの。）

○管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）
別表（第2条、第3条関係）

組 織		職 員	
知事の事 務部局	出先機関	<u>職業能力開 発センター</u>	<u>所 長</u>



下線部
削 除

3 施行期日

公布の日から施行する。（職業能力開発校条例の一部を改正する条例の公布日と同日とする。）

条例の公布予定日 平成25年7月16日（火）

議案第 2 号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部改正について

平成25年 7 月10日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第 2 規則案の内容

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設に伴い、以下の規則について所要の改正を行うこと。
 - ア 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（第 1 条関係）
 - イ 職員の給与の支給に関する規則（第 2 条関係）
- (2) その他所要の整備をすること。（第 1 条・第 2 条関係）

第 3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録(以下「出勤簿等」という。)及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(勤務記録簿)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号。以下「支給規則」という。)第16条第1項及び第2項に規定する帳簿及び整理簿並びに同規則第22条に規定する超過勤務等記録簿、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿は、この条に規定する勤務記録簿とみなす。</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 給与支給機関は、第4条の規定にかかわらず、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、休日給、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に際しては、第8条の規定により送付された勤務実績報告書をもって基準給与簿に代えることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(給与の支払)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員は、給与の支払を受けるときは、<u>職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号)第2条の2の規定による預金又は貯金への振込み(以下「振込み」という。)</u>の方法によってその全額を受けるときを除き、第22条第2項の規定により課長等の保存する基準給与簿に振込みの方法以外の方法によって支払を受けた金額の受領に係る押印をしなければならない。</p>	<p>第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録(以下「出勤簿等」という。)及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の計算上必要な事項</u></p> <p>(勤務記録簿)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号。以下「支給規則」という。)第16条第1項及び第2項に規定する帳簿及び整理簿並びに<u>支給規則</u>第22条に規定する超過勤務等記録簿、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿は、この条に規定する勤務記録簿とみなす。</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 給与支給機関は、第4条の規定にかかわらず、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、休日給、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給に際しては、第8条の規定により送付された勤務実績報告書をもって基準給与簿に代えることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(給与の支払)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員は、給与の支払を受けるときは、<u>支給規則</u>第2条の2の規定による預金又は貯金への振込み(以下「振込み」という。)の方法によってその全額を受けるときを除き、第22条第2項の規定により課長等の保存する基準給与簿に振込みの方法以外の方法によって支払を受けた金額の受領に係る押印をしなければならない。</p>

3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 給料以外の給与</p> <p>第1節～第10節の2 [略]</p> <p>第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当(第28条)</p> <p>第12節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第18条 <u>第23条ただし書</u>の規定は、日額で定められている特殊勤務手当の支給について準用する。</p> <p>第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当</p> <p>(定時制通信教育手当等の支給)</p> <p>第28条 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当<u>及び武力攻撃災害等派遣手当</u>は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、その給与期間に係る分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。</p> <p>2 <u>第23条ただし書</u>の規定は、前項の手当について準用する。</p> <p>様式第19(第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 各月ごとに空欄を設けないよう朱書をもって、その月中における勤務区分欄ごとのそれぞれ相当欄の時間及び回数の集計(時間については、第24条の規定による端数計算の結果)を記入してください。ただし、<u>第23条ただし書</u>の規定により、月の中途において支給するときは、その日までの分の集計を朱書してください。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 給料以外の給与</p> <p>第1節～第10節の2 [略]</p> <p>第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>(第28条)</p> <p>第12節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第18条 <u>第23条第1項ただし書</u>の規定は、日額で定められている特殊勤務手当の支給について準用する。</p> <p>第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u></p> <p>(定時制通信教育手当等の支給)</p> <p>第28条 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、その給与期間に係る分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。</p> <p>2 <u>第23条第1項ただし書</u>の規定は、前項の手当について準用する。</p> <p>様式第19(第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 各月ごとに空欄を設けないよう朱書をもって、その月中における勤務区分欄ごとのそれぞれ相当欄の時間及び回数の集計(時間については、第24条の規定による端数計算の結果)を記入してください。ただし、<u>第23条第1項ただし書</u>の規定により、月の中途において支給するときは、その日までの分の集計を朱書してください。</p>

4 [略]

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則案 説明資料

【改正手法について】

・今回の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当については、武力攻撃災害等派遣手当に準じた改正が適当と判断した。

【各規則の改正内容】

(1) 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則

ア 勤務実績に応じて支給される手当については勤務実績報告書に記入することとしており、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設に伴い、当該手当の計算上必要な事項についても規定を追加する必要があること。(第7条関係)

イ 第7条に規定する勤務実績報告書に記載している手当については、当該勤務実績報告書をもって基準給与簿に代えることができることとしており、アにより新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加したことに伴い、本条にも当該手当を追加するものであること。(第16条関係)

ウ その他所要の整備をすること。(第9条・第17条関係)

(2) 職員の給与の支給に関する規則

ア 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設に伴い、災害派遣手当等に準じて、その支給方法等を定めようとするものであること。(目次・第28条関係)

イ その他所要の整備をすること。(第18条・第28条・様式第19関係)

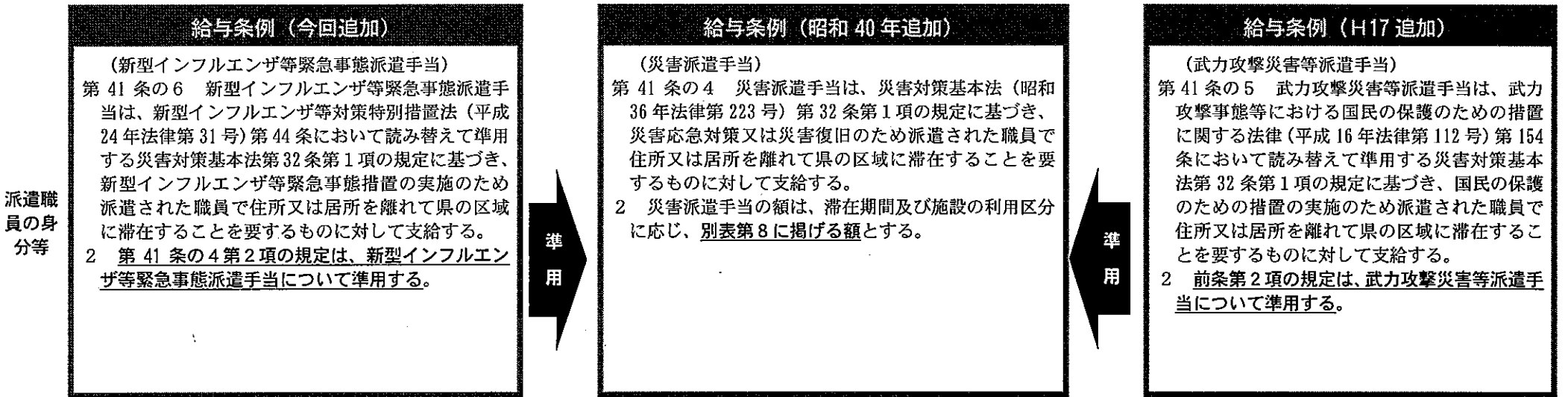
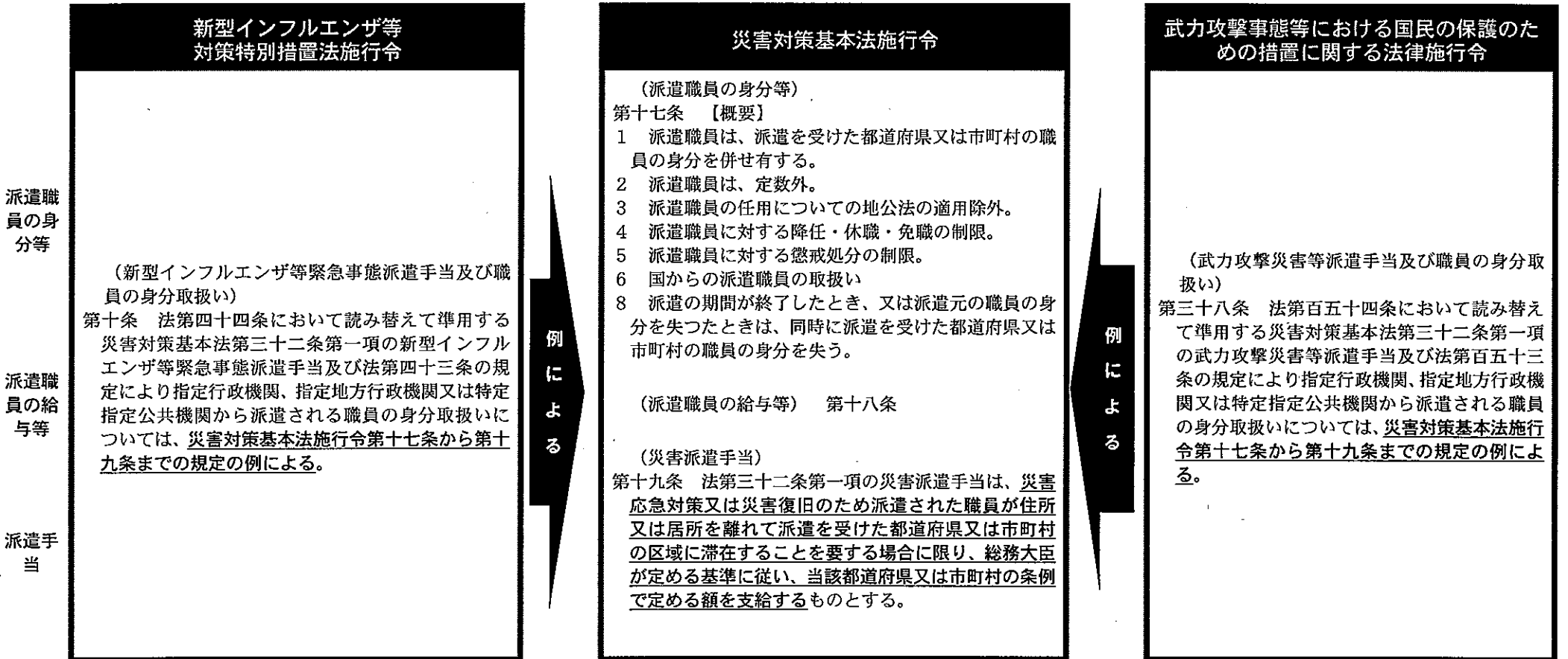
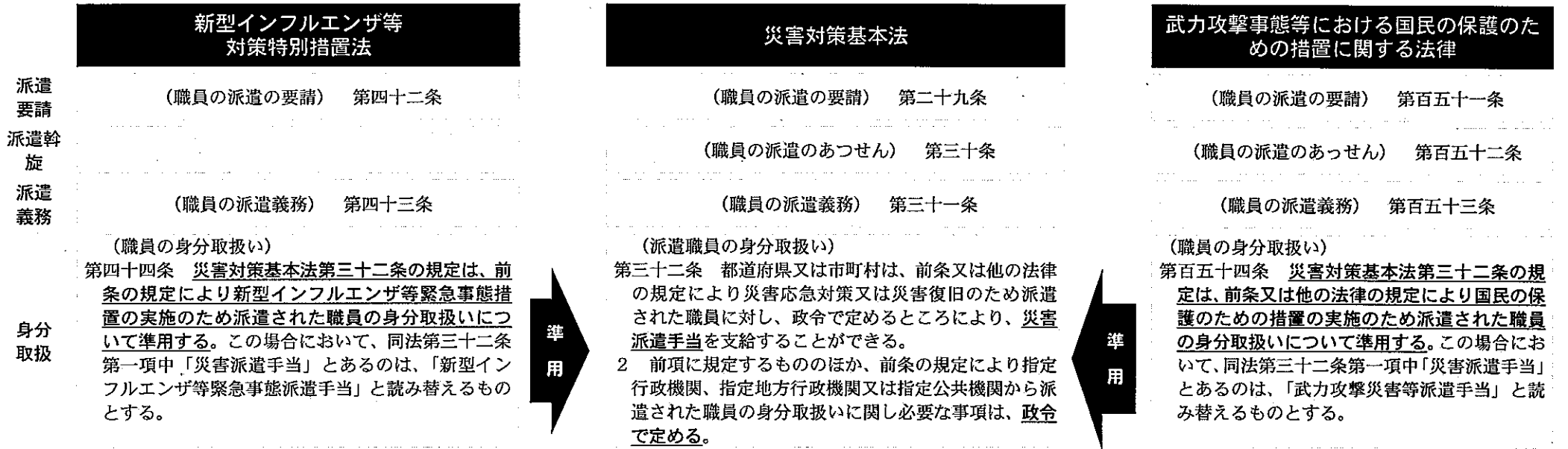
【施行期日】

公布の日から施行すること。

新型インフルエンザ等緊急事態対策手当の新設に係る一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の公布の日(7/16 予定)と同日を予定。

関連手当の規定 関係図

H25.6.11 人事委員会事務局 職員課



別表第 8 (第 41 条の 4 関係)
災害派遣手当定額表

施設の利用区分	災害派遣手当定額表	
	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
県の区域に滞在する期間		
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

(給料の特別調整額等の支給方法)
 第 41 条の 7 給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、宿直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第3号**級別職務区分表の告示の一部改正について**

平成25年7月10日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 告示案の内容

知事部局の岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、所要の整備をすること。（行政職給料表関係）

第3 施行期日

公布の日から施行すること。

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

改正前										改正後													
1 行政職給料表										1 行政職給料表													
区分		[略]	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	[略]		区分		[略]	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	[略]					
知事 の 事務 部 局	[略]		[略]									[略]		[略]									
	広域振興局以外 の出先機関	[略]	[略]									[略]		[略]									
		高等技術 専門校	[略]									[略]		[略]									
	職業能力 開発セン ター	科主任	科主任	次長	所長	所長								[略]									
		[略]		[略]									[略]		[略]								
		[略]		[略]									[略]		[略]								
	[略]		[略]									[略]		[略]									
	[略]		[略]									[略]		[略]									
	[略]		[略]									[略]		[略]									
	[略]		[略]									[略]		[略]									
[略]		[略]									[略]		[略]										

備考 改正部分は、下線の部分である。

級別職務区分表の一部改正について

H25.7.10 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、所要の整備を行うこと。

2 改正内容

知事部局の岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、職務の級の分類について定める級別職務区分表（行政職給料表）の改正を行うこと。

○級別職務区分表（平成 18 年岩手県人事委員会告示第 3 号）

区 分			3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の 事務部 局	広域振 興局以 外の出 先機関	<u>職業能 力開発 センタ 二</u>	<u>科主任</u>	<u>科主任</u>	<u>次 長</u>	<u>所 長</u>	<u>所 長</u>

⇒ 下線部
削 除

3 施行期日

公布の日から施行する。（職業能力開発校条例の一部を改正する条例の公布日と同日とする。）

条例の公布予定日 平成 25 年 7 月 16 日（火）